

【令和4年度 諮問第1号】

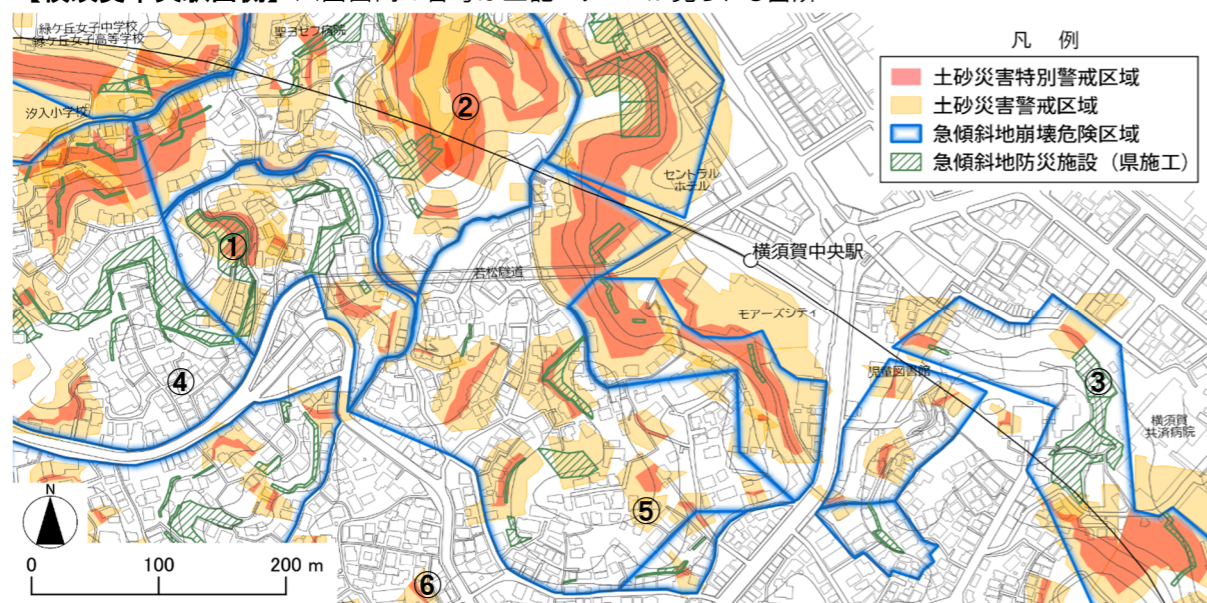
横須賀市立地適正化計画の見直し（案）

1. 居住誘導区域の指定箇所の再精査について

◇前回の都市計画審議会においては、各種の災害ハザードエリアの指定状況に応じた居住誘導区域の指定の方向性をご説明しました。
 ◇その際、複数の委員より、各種の災害ハザードエリアの趣旨に応じて、横須賀市として「居住を誘導する区域」、「居住を許容する区域」等を精査した方がよい、といったご意見をいただきました。
 ◇それらご意見を踏まえ、次のとおり、居住誘導区域の指定範囲の見直しを行いました。

No.	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	急傾斜地崩壊危険区域	対策施設	状況	今後の居住誘導区域の指定の方向性	居住誘導区域の内外			
							現行計画	前回変更案	今回変更案	
①	○	○	○	○	◇対策施設が施工された急傾斜地での土砂災害防止法の調査の評価分析にて、急傾斜地の崩壊発生の可能性が判定された箇所	◇都市再生特別措置法施行令第30条第4項のとおり、土砂災害特別警戒区域の指定箇所のため居住誘導区域外とする。(現状のとおり)	土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域のため 外	外	→	外
②	○	○	○	×	◇対策施設が設置されていない急傾斜地					
③	×	×	○	○	◇斜面全体に対策施設の構造物が設置されていることにより、傾斜度や高さが低減して土石等の力が生じないと評価分析された急傾斜地(土砂レッドを指定しなくて良いと判定された箇所)	◇急傾斜地崩壊危険区域内であるものの、都市再生特別措置法施行令第30条第3項のとおり、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている箇所として、居住誘導区域に再度含める。(なお、対策施設の構造物上のため、居住誘導したい場所を増やす意味合いでの区域拡大の効果はない)	急傾斜地崩壊危険区域のため 外	内	→	内
④	×	×	○	×	◇急傾斜地崩壊危険区域内であるものの、土砂災害防止法の調査にて、対象となる急傾斜地(土砂レッド及びイエローの指定)がなかった箇所	◇急傾斜地崩壊危険区域の設定時、一定の範囲にて幅広に設定された際に含まれた箇所であり、当該区域内に存在する急傾斜地の周辺として、引き続き、急傾斜地法に基づく切土・盛土等の一定の行為の制限は行い、崩壊を誘発しないように努める必要があるが、一方で、土砂災害防止法の詳細な現地調査や定量的分析に基づき土砂レッド及びイエローの対象外となった箇所であり、居住は誘導できるものと考え、居住誘導区域に再度含める。	急傾斜地崩壊危険区域のため 外	内	→	内
⑤	×	○	○	×	◇急傾斜地崩壊危険区域内であり、土砂災害防止法の調査にて、土砂イエローの対象となった急傾斜地	◇急傾斜地崩壊危険区域とともに、土砂イエローが設定されている箇所であり、両ハザードの趣旨を踏まえ、居住誘導区域に含めないが、防災・減災を特に考慮するための市民への周知・注意喚起や、必要な取組を検討・実施しながら、居住を許容するものとして、防災考慮区域と位置付ける。	急傾斜地崩壊危険区域のため 外	内 ただし 居住誘導区域外で防災を重視しながら居住を許容するエリア(防災考慮区域)の位置付け	→	外 ただし 居住誘導区域外で防災を重視しながら居住を許容するエリア(防災考慮区域)の位置付け
⑥	○	○	×	×	◇急傾斜地崩壊危険区域外であるが、土砂災害防止法の調査にて、対象となる急傾斜地が特定された箇所	◇都市再生特別措置法施行令第30条第4号のとおり、土砂災害特別警戒区域の指定箇所のため居住誘導区域外とする。(現状のとおり)	土砂災害特別警戒区域のため 外	外	→	外

【横須賀中央駅西側】※図面内の番号は上記パターンが見られる箇所



【前回】
 ◇⑤については「内 かつ 居住誘導区域内で防災を特に重視するエリア(防災考慮区域)の位置付け」としていた。

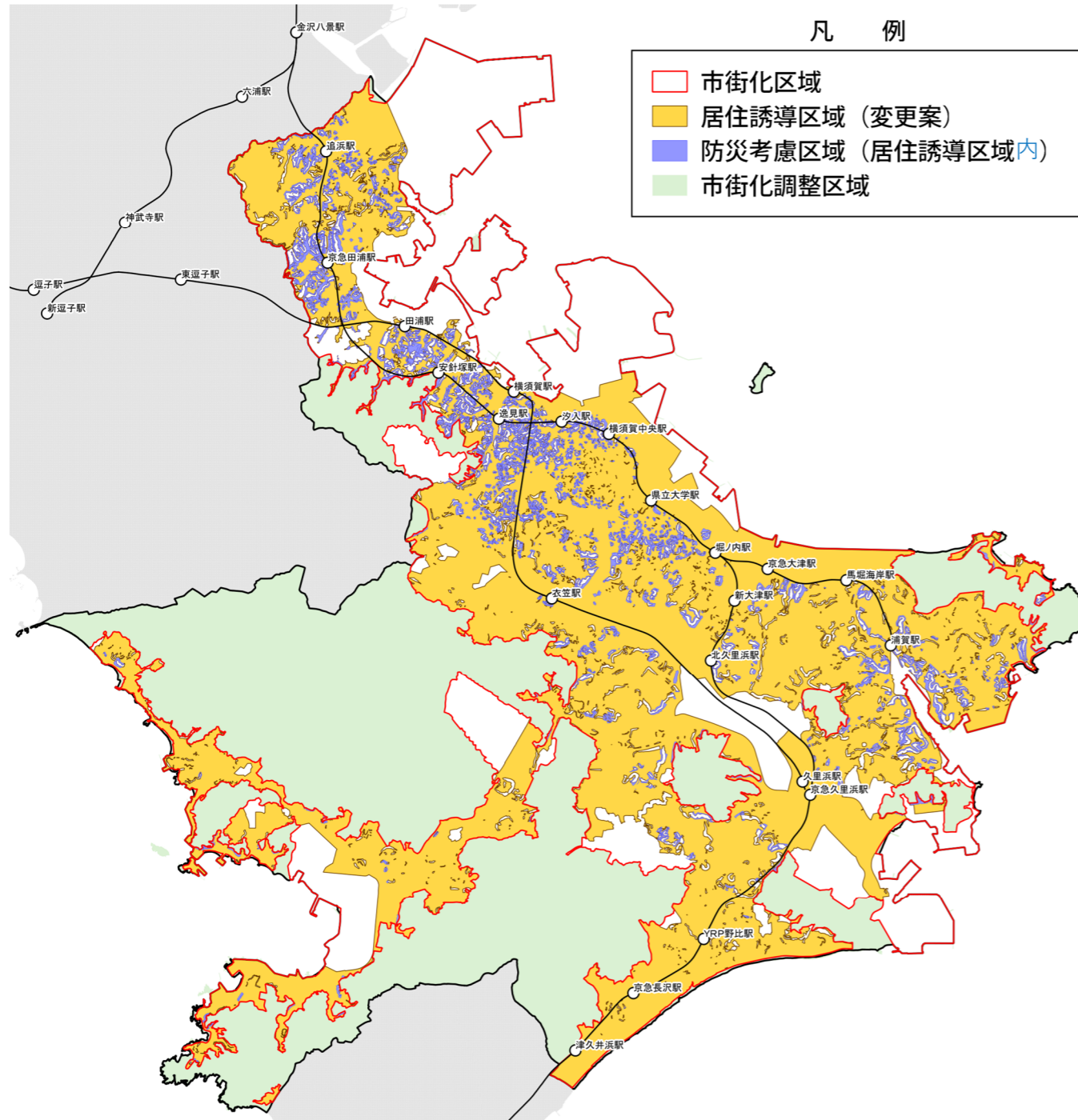
↓

【今回】
 ◇⑤では、急傾斜地崩壊危険区域と土砂イエローの両方が指定されており、両ハザードの趣旨を踏まえ、居住誘導区域**外**とするが、防災を重視しながら居住を許容するエリア(防災考慮区域)に位置付ける。

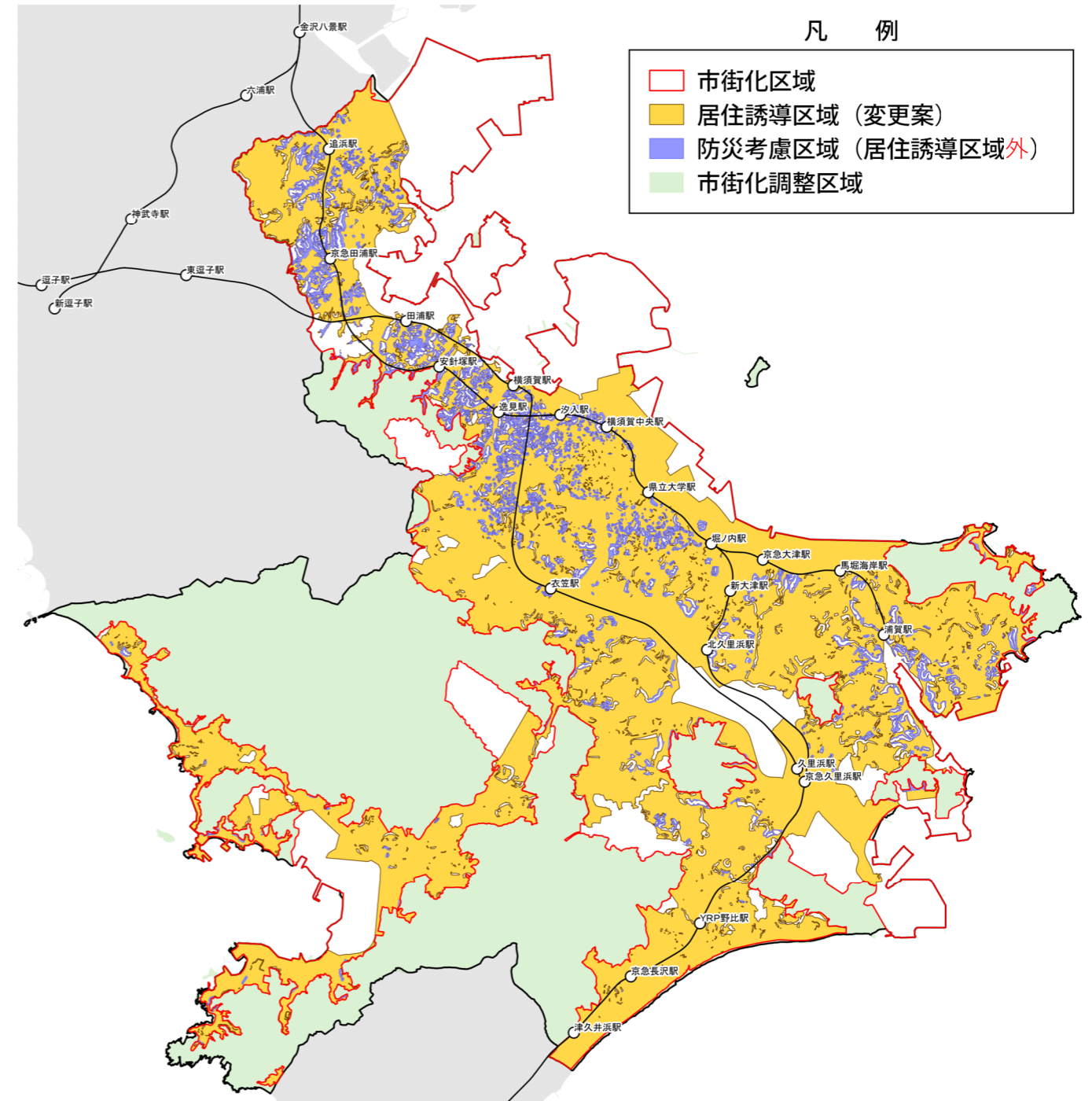
【居住誘導区域の設定箇所】

◇前述に基づく居住誘導区域の設定箇所は次のとおり。

【 居住誘導区域(前回) 】



【 居住誘導区域(今回) 】



【面積】

居住誘導区域 : 4,399.3ha

居住誘導区域内のうち、防災考慮区域 : 295.7ha

※防災考慮区域:急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域の重なる箇所
(対策施設の施工箇所は除く)

【面積】

居住誘導区域 : 4,103.6ha

居住誘導区域外のうち、防災考慮区域 : 295.7ha

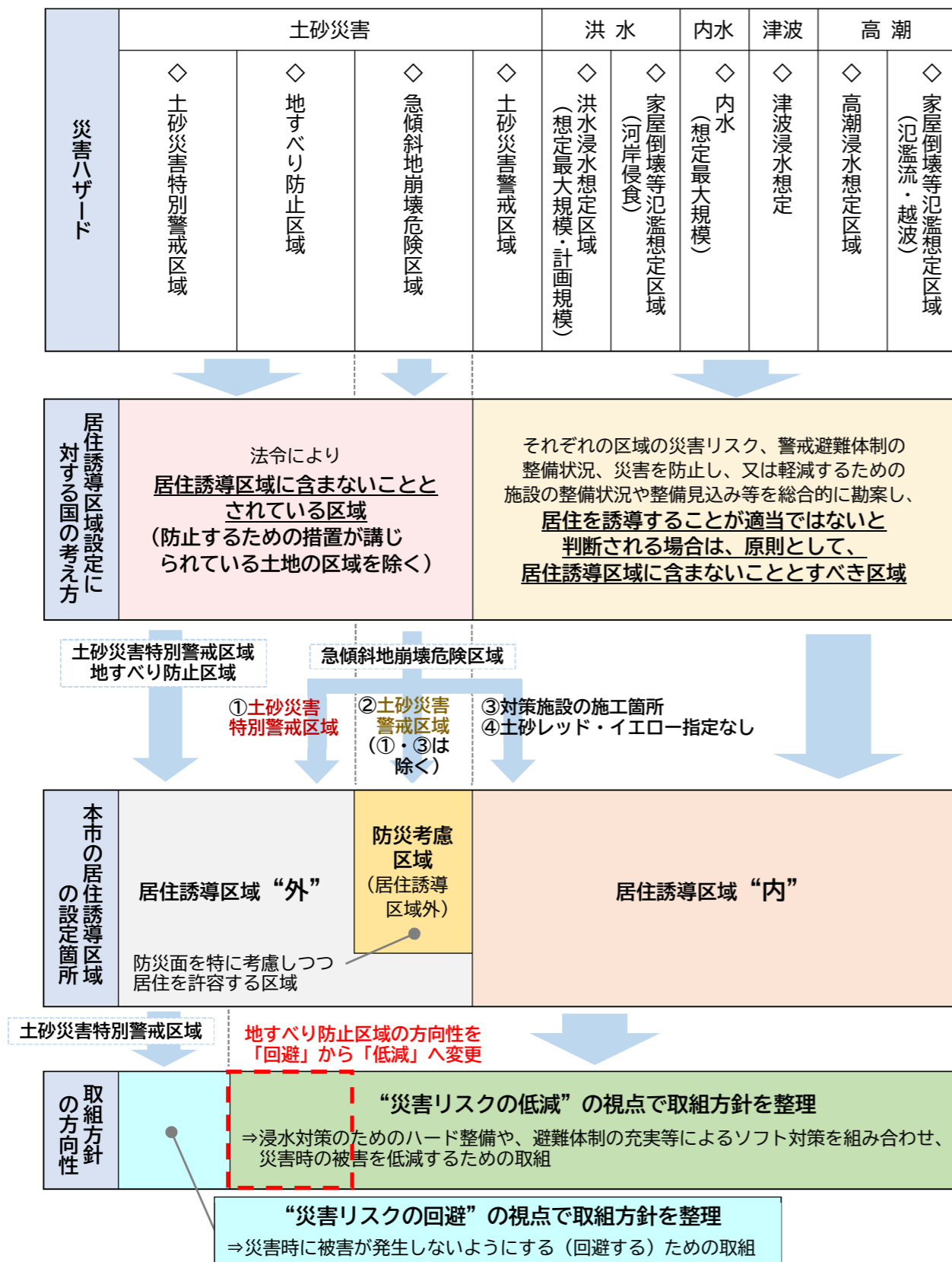
※防災考慮区域 : 急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域の重なる箇所
(対策施設の施工箇所は除く)

2. 防災指針の記載内容の変更について

- ◇前回の都市計画審議会においては、立地適正化計画に掲載する、居住誘導区域内の災害リスクに対する取組を整理した「防災指針」の案をご説明しました。
- ◇その後、パブリックコメントを行い、その際に市民から、「本市で想定される災害で主となるのは土砂災害であるから、より具体的な指針や方針が必要である」というご意見をいただきました。
- ◇そのため、取組方針及び取組施策の整理において、土砂災害に係る記載を次のとおりとしました。

①取組方針の方向性

◇地すべり防止区域は、現地で観測調査を行っており、変動に応じて必要な対策を行うものとして
いることから、居住誘導区域“外”ではあるが、取組方針の方向性を「災害リスクの低減」へ変更



②取組方針

◇土砂災害に対する全市的な取組方針として、次の内容を記載

【土砂災害（全市的）】

土砂災害
・土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流) ⇒リスクの回避

- ◇立地適正化計画の届出制度に基づく住宅の立地誘導
- ◇住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認められる地域における、必要に応じた土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用
- ◇安全性・利便性を考慮した居住誘導に係る移転費用等の支援の検討
- ◇土砂災害ハザードマップの周知による情報提供
- ◇警戒避難体制の強化

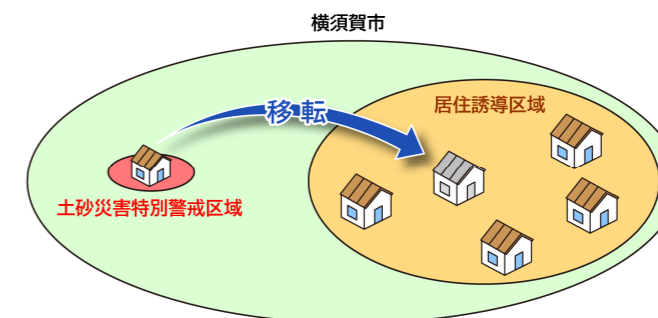
土砂災害
・居住誘導区域内の土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)
・地すべり防止区域
・防災考慮区域
・居住誘導区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路等のインフラ・ライフ
ラインが保全対象に含まれる土砂災害警戒区域 ⇒リスクの低減

- ◇急傾斜地崩壊防止工事等のインフラ整備
- ◇土砂災害ハザードマップの周知による情報提供
- ◇警戒避難体制の強化

(安全性・利便性を考慮した居住誘導に係る支援の検討)

本市においては、居住誘導区域から除外した市街化調整区域等の郊外部の土砂災害特別警戒区域の災害の危険性が著しくある箇所においても、住宅の立地が見られます。

それら住宅がより安全性かつ利便性の高い居住誘導区域への移転が促進されるよう、国の支援制度とも連携しながら、支援制度を検討していきます。



③取組施策

◇取組方針の追記に伴い、取組施策を追加（no.2 を追加）

視点	方向性	災害ハザード					取組施策	実施主体	スケジュール				
		洪水	内水	津波	高潮	土砂			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)		
災害リスクの回避	危険回避					●	1) 本計画の届出制度に基づく住宅の立地誘導	市	→				
						●	2) 土砂災害特別警戒区域等から居住誘導区域への移転に対する施策（土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用）	県・市	→				
災害リスクの低減（ハード）	インフラ等整備	●	●	●	●	●	3) 災害時の道路ネットワークの確保のための都市計画道路の整備、橋りょうなどの耐震補強	国・県・市	→				
		●	●	●	●	●	4) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	市	→				
		●	●	●	●	●	5) 公園施設の改修等に合わせて機能充実による防災機能の強化	市	→				
		●	●	●	●	●	6) 主要な鉄道駅周辺や密集市街地での市街地開発事業の計画的推進による建築物等の耐震性の向上	市	→				
		●	●	●	●	●	7) 戸建住宅及び共同住宅の耐震化のための工事費用の助成	市	→				
		●	●	●	●	●	8) 公共建築物の耐震診断・耐震補強	市	→				
		●		●	●		9) 建設年度が古い河岸護岸の改修・補強・嵩上げ等の必要な対策の実施	県・市	→				
				●	●		10) 港湾施設の整備による高波浪、津波、高潮などに対する防護機能の強化	市	→				
				●	●		11) 主要な漁港施設の耐震、耐津波化	市	→				
				●	●		12) 高波浪、高潮、津波による越波を防ぐための護岸、堤防、離岸堤等の海岸保全施設の整備	市	→				
						●	13) 近郊緑地保全区域内の適切な保全に向けた土砂崩壊防止施設等の必要な施設整備	市	→				
						●	14) 急傾斜地崩壊対策事業による対策	県	→				
			●				15) 排水施設等の計画的な施設更新による浸水被害の軽減及び公衆衛生の確保	市	→				
		災害リスクの低減（ソフト）	啓発意識	●	●	●	●	●	16) 各種ハザードマップ等の周知による注意喚起と正確な情報の提供	市	→		
			検討計画	●	●				17) 戸建て住宅の高床化等に向けた地区計画の導入可能性の検討	市・市民	→		
対策支援	●		●	●	●	●	18) 各種施設（社会福祉施設、高齢者施設、児童福祉施設等）での防災環境の整備支援	市・事業者	→				
						●	19) 既成宅地防災工事等助成事業の活用推進	市	→				
体制の充実	●		●	●	●	●	20) 要配慮者等のための避難所・施設（福祉避難所）の確保	市	→				
	●		●	●	●	●	21) 地域による防災活動等の推進に向けた自主防災組織の結成・育成の推進	市・市民	→				
情報発信	●		●	●	●	●	22) 市民への多様な手段による災害情報の確実な伝達、設備の運営・管理	市	→				
	●		●	●	●	●	23) ホームページや防災マップ等を活用した避難所等の周知	市	→				
	●	●	●	●	●	24) 緊急時の円滑な避難のための広域避難地標識板等の管理・補修	市	→					
	●		●	●	●	25) 新規計画と連動した避難誘導等の適切な情報発信（案内サインの新設等）	市	→					

※ の箇所は、横須賀市地域防災計画等の既存計画に記載のない新たな取組として挙げたもの